

決議案第10号

35人学級法制化を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年12月22日提出

天理市議会議員	飯田和男
〃	川口延良
〃	市本貴志
〃	加藤嘉久次
〃	三橋保長
〃	岡部哲雄

35 人学級法制化を求める意見書

文科省は、10 年間で「きめ細かな指導」などのために教職員を 31,800 人増やすものの、小中学校の 35 人学級は文言すら消えてしまい、少子化に伴う自然減を引くと 8,900 人減となる計画を策定しました。一方財務省は、いじめ防止などに目立った改善がみられないとの理由で、小学校 1 年生に導入されている 35 人学級を従来の 40 人学級に戻すよう求めています。

欧米では学級編成の基準は 20～30 人であります。日本がやるべきことは、小 1 の 35 人学級の維持はもちろん、直ちに全学年に広げ、さらに 30 人学級へと前進することです。歩み出した少人数学級の流れを止めることなく進め、教職員を増やしていくことは、国民的世論と合致するものであり、学校が抱える諸問題を解決していく上でも必要不可欠であります。

よって、国に対して、次の事項を強く要望します。

1. 小・中学校の学級定数を年次進行で 35 人以下に法制化すること。
1. 35 人学級法制化を前提とした新たな教職員定数改善計画を策定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 22 日

天 理 市 議 会